

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年7月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事に伴う基本設計業務委託

(2) 委託業務内容

世田谷区玉川総合支所分庁舎(世田谷区玉川総合支所の建替えに伴い平成32年5月に使用を終了し、解体する予定)の跡地に、(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園(認可保育所)を新築するために必要な基本設計の業務を委託します。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年8月31日(金)まで(予定)

2 参加資格

次の要件を満たすものであること。

(1) 参加表明書提出日において、世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「建築設計」の順位格付を有する1級建築士事務所であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 平成19年度以降に履行を完了した公共建築物及び公立又は私立の認可保育園(認可定員数が100人以上のものに限る。)の新築又は改築の設計業務に主体的に携わった建築設計事務所であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

参加資格を満たしたものであること。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査(書類審査)

提案書類の記載内容をもとに次の各号について審査を行い、二次審査の対象とする提案書の特定を判断します。

事業者の本業務履行体制(履行チームのメンバー構成)

公共建築物及び認可保育所（認可定員数100人以上）の設計実績

公共施設整備に対する理解

建築に関する環境配慮に対する理解及びアイデア

建築に関するコスト縮減に対する取組み実績、理解及びアイデア

建物設計時における近隣住民、地域等との合意形成に対する理解、実績及び保有手法（ノウハウ）

認可保育所の設計に対する理解及びアイデア

（2）二次審査（ヒアリング）

二次審査の対象者に対して、次の各号により審査を行い、提案書の特定を判断します。

ヒアリング

ア）ヒアリングでの対応を踏まえた人や組織の本案件に対する適性

イ）本案件に対する理解度

ウ）保有する近隣住民等との合意形成手法の有効性

総合評価

一次審査（書類審査）の審査結果及びヒアリングの審査結果により、総合的に評価します。

5 手続き等

（1）担当部課

子ども・若者部 児童課 児童施設整備担当

（世田谷区役所第2庁舎2階 番窓口）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

電話番号 03-5432-2310 ファクシミリ 03-5432-3016

（2）募集要項の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間 平成29年7月18日（火）から平成29年7月31日（月）まで
窓口での交付を希望する場合は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

交付場所 世田谷区ホームページ（トップページ>こんな時には>事業者向け>子ども・教育>（仮称）玉川地域拠点保育園新築工事の基本設計業務委託プロポーザルを実施します）及び担当部課

交付方法 世田谷区ホームページ（トップページ>こんな時には>事業者向け>子ども・教育>（仮称）玉川地域拠点保育園新築工事の基本設計業務委託プロポーザルを実施します）からダウンロード又は担当部課窓口にて交付

（3）参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 平成29年7月26日（水）から平成29年7月31日（月）まで

窓口へ持参する場合は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 担当部課

提出方法 持参又は郵送(提出期間の末日までに必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 平成29年8月29日(火)から平成29年8月31日(木)まで
窓口へ持参する場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時
までを除く。)

提出場所 担当部課

提出方法 持参又は郵送(提出期間の末日までに必着)

持参を希望する場合は、事前に必ず担当部課に電話し、持参日時を
調整すること。

郵送の場合は、書留郵便に限る。この場合、到着について必ず担当
部課に電話で確認すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随
意契約により締結する予定の有無：有

(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事に伴う実施設計業務

(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事に伴う工事監理業務

既存施設(玉川総合支所分庁舎)解体工事に伴う実施設計業務

契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合があります。

(5) 関連情報を入手するための照会先

担当部課

(6) 区は、この案件に参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を区のホ
ームページ等で公表することがあります。

(7) 詳細は、募集要項に記載のとおりです。